

「農薬原体の成分規格の設定に用いる試験成績について」の改正について

1 背景

「農薬原体の成分規格の設定に用いる試験成績について」（令和元年 9 月 6 日農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会決定。以下「農薬原体部会決定」という。）において、農薬原体の組成分析において分析対象とする不純物は、農薬原体中に 1 g/kg 以上含有されることが考えられる不純物及び別添 2 に示す考慮すべき毒性を有する有害物質のうち、農薬原体中に含有されることが考えられる有害物質（1 g/kg 未満であっても分析対象とする必要）とされている。

また、考慮すべき毒性を有するとして新たに追加すべき有害物質が判明した場合には、別添 2 の見直しを行うこととされている。

2 農薬原体部会決定の改正

1,2-ジクロロエタンは、農薬原体部会決定の別添 2 に掲載されていないが、農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会において、閾値のない遺伝毒性発がん物質として扱うこととされ、複数の農薬原体について、考慮すべき毒性を有する不純物と判断されたところである。

このような状況を踏まえ、1,2-ジクロロエタンについて、農薬原体中に含有されることが考えられる場合には 1 g/kg 未満であっても分析対象とする必要があることを明確化するため、別添 2 のリストに 1,2-ジクロロエタンを追加することとし、農薬原体部会決定を資料 3－1 のとおり改正してはどうか。